

アイピートーク・めっちゃ安パックサービス契約約款

【第1条 目的】

アイピートーク株式会社（以降、「当社」という）は、当社の提供する IP 電話サービスと携帯電話発信の格安料金サービス（以降、「ケイタイ格安料金サービス」という）を組み合わせためっちゃ安パックサービス（以降、「めっちゃ安パック」という）に関し、本サービスの利用者（以降、契約者という）に対し、以下のとおり契約約款を定めます。

【第2条 約款の変更】

当社は、販売店及び契約者の承認を得ることなく本約款を変更することができます。以後のサービス利用については、改定後の約款が適用されるものとします。

【第3条 本サービスの内容】

第1項 本サービスは以下のサービスから構成されます。

1. 当社の提供する法人向 IP 電話サービスの為に必要な機器一式（VoIP アダプタ、ルーター、ハブ、ケーブル類及び必要に応じてそれらの収納ラック）、及びこれらの機器を顧客の電話設備に取り付ける為の工事手配及び接続工事、開通試験一式（別途定める標準工事を除く）
2. 上記機器一式が接続された電話設備を使って顧客に提供される、当社の IP 電話サービス（対向無料通話及びめっちゃ安トリア）
3. 顧客が使用する携帯各社（Docomo、AU、Vodafone、TUKA）からの発信について、以下の種別のサービスを当社が定める料金にて第三者課金を行うサービス。
 - ・ 携帯電話発信 ⇒ 固定電話着信 音声サービス
 - ・ 携帯電話発信 ⇒ 携帯電話着信 音声サービス
 - ・ 携帯電話発信 ⇒ PHS 着信 音声サービス
 - ・ 携帯電話発信 ⇒ IP 電話着信 音声サービス（一部着信できないキャリアがあります）
 - ・ 携帯電話発信 ⇒ 国際電話着信 音声サービス

【第4条 ご利用にあたって】

契約者は、めっちゃ安パックの利用にあたって、当社の提供する IP 電話サービスの品質、その他契約約款に定める制限事項に加えて、ケイタイ格安料金サービスの以下制限事項等があることにつき、了解しているものとします。

1. 契約者が契約する国内全携帯キャリア（Docomo、AU、Vodafone、TUKA）から発信可能ですが、PHS 及びプリペイド式携帯電話からの発信はできません。
2. 契約者が使用する携帯電話番号の登録申込みを行い、当社から契約者に対して登録完了の連絡があった以降、ケイタイ格安料金サービスが使えるようになります。
3. ダイヤル手順として、契約後当社から連絡する 4 桁の番号を付与して発信した通話にのみ当社からのケイタイ格安料金サービスが適用されます。前項の電話番号登録完了以降は、契約者からの解約、変更のお届出がない限り、当社のケイタイ格安料金サービスの通話料金は実際の使用者、通話先、通話内容等の如何を問わず全額請求させて頂き、契約者はこれを支払うことを了承しているものとします。携帯キャリア各社の基本料に含まれる無料通話部分、その他定額サービスとは関係なく、通話利用分のみのご請求になります。
4. 3 桁特番、情報提供サービス（#+4 桁等）、0120、0570 等への通話はできません。TUKA から「184/186」を付与した通話のご利用いただけません。
5. ナンバーディスプレイを契約されている NTT アナログ回線への着信など、着信側端末に一部発信者番号が表示されない場合があります。

【第5条 サービス契約の申込み及び成立、料金請求について】

1. 仮申込みを受けてお客様の電話設備、インターネット開通可否状況等の環境調査を当社にて行います。あわせて提携リース会社によるリース可否審査を行います。
2. 環境調査が終了、リース審査合格となった時点で販売店からその旨を通知致しますので、その後お客さまから正式申込書をご提出頂きます。
3. 正式申込書を当社にて受領後、工事手配、開通日程を調整、決定致します。工事日程決定後のキャンセルの場合は工事費用の一部のご請求をさせて頂く場合があります。
4. めっちゃ安パックの工事完了後 7 日経過頃にリース会社より契約確認の電話があり、お客様の受諾、確認によりめっちゃ安パックの正式ご提供開始となります。
5. めっちゃ安パックの課金請求はリース会社からの料金請求と、当社からの IP 電話基本料金通話及びケイタイ格安料金を含むご利用の通話料金請求の二通りに分かります。
6. 当社の基本料金及び IP 電話通話料金の請求は銀行口座振替を原則とし、前月 11 日から当月 10 日までのご利用分を集計し、翌月 12 日前後の口座振替となります。開始日時にかかわらず、基本料金等の日割り計算は致しません。尚、本料金のお支払いが遅れた場合、遅延期間につき年 14.5% の遅延損害金をあわせてお支払い頂く場合があります。
7. 当社のケイタイ格安料金の請求については、前月 1 日から前月末日までのご利用分を集計し、前項とあわせて翌月 12 日前後の口座振替にてご請求致します。お客様のお申込みの登録携帯電話番号から発生した本サービスの通話料金は、書面での解約または変更の届出がない場合に限り、当社より全額請求させて頂きます。尚、本料金のお支払いが遅れた場合、遅延期間につき年 14.5% の遅延損害金をあわせてお支払い頂く場合があります。
8. 本サービスの月額リース料金請求については、別途リース会社の定める課金サイクルによりご請求或いは口座振替となります。

【第6条 サービス契約の解約】

契約者は、以下に示す手続きによって当社の提供するめっちゃ安パック契約を解約することができます。

- (1) 仮申込時点から工事日決定時点までは解約費用はかかりません。工事日決定以降、工事日までの解約については一部手数料等を頂く場合があります。
- (2) 工事完了後の解約については、残存リース料を三菱電機クレジット株式会社にお支払い頂くことでリース契約を解約することができます。
- (3) 当社の提供した機器一式をお客様責任にてお取り外し頂き、当社指定場所に返送、着荷が確認された時点で解約手続きが完了します。

【第7条 契約の変更、相続等】

契約者は、申込み内容に変更があったとき、別途定める登録情報変更手続きに従い、速やかに当社に通知して頂きます。また、当社の指定する方法に従い、契約者は、本サービスを受ける権利、義務の全部を相続人に承継させることができます。上記の場合を除き、契約者は、本サービスを受ける権利、義務の一部又は全部を第三者に譲渡、質入れ、質貸その他の処分をすることはできません。

【第8条 めっちゃ安パックの通話料金】

めっちゃ安パックの基本料金、通話料金その他オプション価格等は当社の都合、情勢の変化等により随時変更することがあります。この場合、14 日以上の予告期間を以って、契約者へその旨を通知します。以後のサービス利用については、改定後の料金が適用されるものとします。

【第9条 契約者の義務】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。

【第10条 機器の故障への対応】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。尚、別途リース契約で定める条項は本項に優先します。

【第11条 本サービスの利用停止】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。尚、別途リース契約で定める条項に違反した場合も利用停止とする場合があります。

【第12条 免責事項】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。尚、ケイタイ格安料金サービスについては、本契約約款第 4 条、第 5 条の規定を適用します。

【第13条 輸出管理】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。

【第14条 不可抗力】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。

【第15条 管轄裁判所】

本項の内容は、アイピートーク・IP 電話サービス契約約款の規定と同一と致します。

<付則>

1. めっちゃ安パックの通話料金につきましては、アイピートーク社ホームページ(<http://www.iptalk.net>) に記載しております。
2. 本約款は 2006 年 10 月 1 日より改定実施致します。